コーポレート・ガバナンス

コーポレート・ガバナンス体制

基本的な考え方

当社は、株主をはじめとするステークホルダーと良好な関係を築き、ともに発展を図ることが重要であると認識しています。このような認識のもと、公正で透明性・効率性の高い経営をめざして管理体制の充実に努めるとともに、持続的に企業価値を向上させるための積極的な行動を可能とする、自律的な体制を整えることが当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方であり、重要な経営課題であると考えています。

また、実効的なコーポレート・ガバナンスの推進のため、 取締役会の実効性評価を行い、その実効性を確認するとと もに、課題を認識し改善していくことで、コーポレート・ガバ ナンスの実質的向上を図っています。

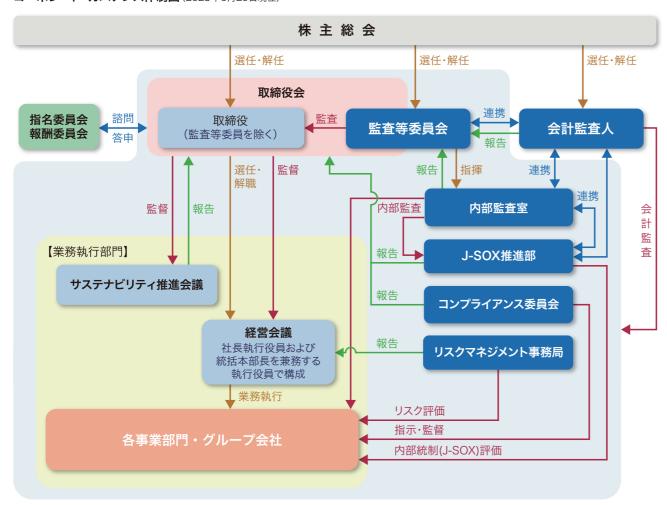
基本方針

当社は<創造と挑戦><信頼と対話><公平と公正>の 三本柱からなる理念「ミウラウェイ」のもとに企業活動を行っ ており、コーポレート・ガバナンスに関してもこの「ミウラウェ イ」を念頭に置いて、当社の持続的な企業価値の向上に資す る仕組みを構築・実施することを基本としています。

コーポレート・ガバナンス体制

当社は、ガバナンス体制として監査等委員会設置会社を 採用しています。監査等委員である社外取締役が取締役会 における議決権を持つことにより、取締役会の監督機能が強 化され、経営の透明性と機動性の両立が実現できる体制で あると判断しています。

コーポレート・ガバナンス体制図 (2023年6月29日現在)



各種会議・委員会の構成

	·····································
取締役、 取締役会、 経営会議	当社は、執行役員制度を導入し、経営の意思決定および監督機能と業務執行機能の分離に努めています。取締役会は、2023年7月現在、取締役11名で構成され、毎月開催するほか、必要の都度臨時取締役会を開催し、経営方針の決定と重要事項の審議・決議を行うとともに、代表取締役および業務執行取締役の業務執行の適法性・妥当性について監督を行っています。 業務執行機関として、社長執行役員および統括本部長を兼務する執行役員で構成された経営会議を設置し、事業や経営の重要テーマの審議・決定を行っています。
監査等委員、 監査等委員会	当社の監査等委員は、2023年7月現在、4名のうち3名が社外取締役となっています。監査等委員会は、原則として取締役会開催にあわせて毎月1回開催され、監査方針、監査計画、業務分担を決定するほか、各監査等委員や子会社の監査役、内部監査室から、当社および国内外子会社の業務や財政状況の監査結果について報告を受け、協議しています。監査等委員の監査活動は、社内の重要な会議に出席するほか、本社、主要な事業所、子会社の調査などを実施し、代表取締役その他の業務執行者に対する監査・監督を行っています。また、監査等委員は、会計監査人から監査計画、監査重点項目や監査の実施経過などについて報告を受け、必要に応じて意見交換を行うとともに、内部監査室から監査計画と監査結果について定期的に報告を受けるなど、連携を密にして効率的な監査を実施するよう努めています。
内部監査	内部監査は、監査等委員会直轄の内部監査室(スタッフ7名)を設置し、主要子会社を含めた各部門の資産、会計、業務などの全般に関して経営方針、関係法令、社内規程などに準拠して適正に行われているか定期的に内部監査を実施するとともに、必要に応じて改善・提言などを行っています。監査結果は、定期的に社長執行役員、業務担当取締役および監査等委員会に報告します。
会計監査	当社は、2023年7月現在、会社法および金融商品取引法に基づく会計監査人に「EY新日本有限責任監査法人」を選任しています。なお、同監査法人および当社監査に従事する業務執行社員と当社の間には、特別の利害関係はありません。
任意の委員会 (指名・報酬)	2023年7月現在、任意の指名委員会・報酬委員会(以下、両委員会という)の両委員会とも社長執行役員 CEOが委員長を務めています。 委員会の構成員は、6名中4名が独立社外取締役であり、独立社外取締役が過半数を占めています。指名委員会は、取締役選任基準、 CEO後継者計画、株主総会に付議する取締役の選解任議案など、報酬委員会は報酬水準、構成割合や個人別の報酬内容などの審議を 行います。2023年3月期は指名委員会を2回、報酬委員会を2回開催しました。

取締役会での主な議案 (2023年3月期)

2023年3月期の主な議案としてはM&A案件、自社株の購入案件や昇給・ベースアップなどの人事案件について決議しました。

社外取締役の体制 (2023年6月29日現在)

役職	氏名	取締役会出席率	監査等委員会 出席率	活動内容
社外取締役	樋口 建史	14回/14回 (100%)	_	取締役会だけでなく経営会議等にも出席し、行政機関等での経験に基づく専門知識と見識から、必要または有益な発言を適宜行っており、加えて、海外での事業展開に関する各種のプロジェクト会議に出席し、海外経験に基づく豊かな知識と見識を活かし、有益な助言を行っています。
社外取締役 監査等委員	佐伯 直輝	14回/14回 (100%)	11回/11回 (100%)	取締役会だけでなく経営会議等にも出席し、公認会計士・税理士として国内および海外で培った監査、税務、評価等のコンサルティング経験から、投資案件やM&A案件等に対し助言を行っています。監査等委員会においては、ディスクロージャーの専門家としてKAM(監査上の主要な検討事項)に関し会計監査人との意見交換など、当社の健全性の維持向上に資する発言を行っています。
社外取締役 監査等委員	安藤 吉昭	14回/14回 (100%)	11回/11回 (100%)	取締役会だけでなく経営会議等にも出席し、他社での豊富な企業経営経験と高い見識から、事業全般、投資後の管理の重要性など意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っています。監査等委員会においては、リスク管理など内部統制システムについての助言など当社の健全性の維持向上に資する発言を行っています。
社外取締役 監査等委員	小池 達子	14回/14回 (100%)	11回/11回 (100%)	取締役会だけでなく経営会議等にも出席し、弁護士としての豊かな経験と知識から意思決定時の法的リスクに関し適法性、健全性に資する発言、ダイバーシティの促進、特に女性登用の促進に向けた助言を行っています。監査等委員会においては、法律的見地に立った発言や内部統制システムに関してなど、当社の健全性の維持向上に資する発言を行っています。

65

取締役会の多様性

取締役会は、多様なステークホルダーの皆様への貢献意識、広い視野、豊富な経験、国際性、専門能力を備えた多様な人財構成とし、高い見識を持つ専門家(弁護士、公認会計士、学者など)や他社の経営経験者を社外取締役に含めることで、取締役会全体としての知識、経験、能力のバランスおよび多様性を確保することが望ましいと考えています。

取締役会の規模は、現在の業容を踏まえ、監査等委員以外の取締役は6~14名、監査等委員である取締役は3~5名の範囲が適切と考えています。

なお、2021年6月の取締役選任において、専門性・国際性の確保とともに、新たに女性社外取締役が加わり、取締役会の多様性が進展しました。

政策保有株式

当社は、重要取引先をパートナーとして、持続的な事業の発展と企業価値向上においてさまざまな協力が必要と考えています。当社は、製品の販売、業務提携、資材品の調達などの経営戦略における円滑な取引を目的として、限定的に重要取引先の株式を保有しています。当社と重要取引先との事業上の関係性等を総合的に判断すると、株式の保有は当社にメリットのある結果をもたらしていると考えられますが、その保有については、毎年精査を実施し、取締役会で保有の適否を審議します。精査の項目は以下のとおりです。

- 当社との取引上の関係性
- 年間取引額
- 含み損益
- 配当金
- 資本コスト

取締役、監査等委員のスキルマトリックス(2023年6月29日現在)

当社は、意思決定および経営の監督を適切に行い、多様性とバランスを考慮し、持続的な企業価値向上を実現するため、豊富な経験と広い見識、さまざまな分野で高い能力を有する人財を取締役としています。

	独立性		IK 6 ADTIII					
取締役		企業経営	機器販売・ メンテナンス	グローバル	生産・技術・ 研究開発	法務・ リスク管理	財務・会計	指名·報酬 委員会
宮内 大介	_	0	0	0	0			◎委員長
廣井 政幸	_	0	0		0	0	0	0
武知 教之	_	0	0					
兒島 好宏	<u> </u>	0	0	0	0			
米田 剛	_	0	0		0			
河本 憲一	_		0					
樋口 建史(社外)	独立社外			0		0		0
山内 修(常勤監査等委員)	_		0			0		
佐伯 直輝 (社外・監査等委員)	独立社外	0		0			0	0
安藤 吉昭 (社外·監査等委員)	独立社外	0		0			0	0
小池 達子 (社外・監査等委員)	独立社外					0		0

上表は、取締役の有するすべての知見や経験を表すものではありません。

社外取締役のサポート

監査等委員である社外取締役の業務遂行に支障が生じることのないよう、内部監査室(スタッフ7名)を監査等委員会の直轄部署と位置づけ、サポート体制を構築しています。また、2021年3月期より、監査等委員会室を新設し専属の使用人を配置することで、監査等委員会の職務補助機能をいっそう強化しています。

役員トレーニング

社外取締役を含む取締役および将来の取締役候補である 執行役員を対象に、取締役および執行役員に求められる役 割と責務(法的責任を含む)に関する理解を深める目的で、 年1回、外部講師などによる講習、もしくはWebセミナーに よる学習を実施しています。これに加え、取締役および執行 役員の専門知識の向上などにかかる費用を支援しています。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額および対象となる役員の員数

当事業年度における当社の取締役および監査等委員に対する役員報酬等は、以下のとおりです。

報酬制度の概要

区分	員数 (名)	報酬等の総額 (百万円) -	報酬等の種類別の総額 (百万円)			
			基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役(監査等委員を除く)	8	382	243	86	52	
監査等委員	4	37	37	_	_	
合計	12	419	280	86	52	
(うち社外)	(4)	(31)	(31)	(—)	(—)	

(注)1. 上記には、2022年6月29日開催の第64回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役(監査等委員を除く)1名に対する当事業年度にかかる報酬額を含んでいます。 2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれていません。

業績連動報酬等に関する事項

当社は、単年度の連結売上収益、連結営業利益および ROEの達成率、各取締役の担当部門の業績および個人別 に設定された定性的な目標に対する評価を勘案して支給額を決定しています。業績指標を連結経営成績における売上収益、営業利益およびROEとして選定した理由は、いずれも単年度の事業運営の成果を多面的に評価することができ、かつ取締役の業績向上への貢献意欲を高めることができるとの判断によるものです。2022年度の業績連動報酬の算定に用いられた2021年度の連結業績予想の業績指標は、2022年3月期の連結業績予想において売上収益141,500百万円、営業利益18,400百万円およびROE10%であり、2022年3月期の実績は売上収益143,543百万円(達成)、営業利益19,441百万円(達成)およびROE9.4%(未達成)となりました。

役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月16日開催の取締役会で、以下の項目を決議しました。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について報酬委員会および監査等委員会の承認を得ています。

(i)以下の目的のもとに報酬体系およびプロセスを構築

- ・会社の業績と連動性があり、かつ透明性・客観性が高い ものであること
- ・中長期の業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を 高めるものであること

(ii)取締役(監査等委員を除く)の個人別の報酬等のうち、 次の事項の決定に関する方針

監査等委員以外の取締役の報酬は、基本報酬、業績連動報酬等および中長期インセンティブ(譲渡制限付株式報酬)により構成されています。報酬総額に対する報酬の種類ごとの割合は、役位別の取締役人数、単年度の連結経営成績および個人別の評価などにより変動しますが、おおむね固定報酬65%、業績連動報酬20%、株式報酬15%程度となります。

- (a) 基本報酬は、役位および職責を勘案して決定し、毎月 均等に支給しています。
- (b)業績連動報酬等は、業績の達成率、担当部門の業績 および個人別に設定された定性的な目標に対する評 価を勘案し決定され、毎月均等に支給しています。
- (c)株主目線の経営意識を高めることを目的に企業価値 向上のインセンティブとして譲渡制限付株式報酬を職 責に応じて新任時および再任時に付与しています。

社外取締役および監査等委員の報酬は、基本報酬のみで 構成されています。監査等委員の報酬は、任意の報酬委員 会にて職責および報酬水準を勘案した原案を作成し、その 内容に基づき監査等委員会にて決定しています。

(iii)報酬等の内容の決定方法

役員報酬に関して透明性および客観性を確保するため、 以下のプロセスにて決定します。また、取締役会は、当事業 年度にかかる取締役の個人別の報酬等について、報酬等の 内容の決定方法および決定された報酬等の内容が当該決定

67

方針と整合していることや、報酬委員会および監査等委員 会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決 定方針に沿うものであると判断しています。

- (a)代表取締役 社長執行役員 CEO、人事担当取締役お よび社外取締役4名で構成された任意の報酬委員会 にて、代表取締役会により作成された役員報酬の方針、
- 制度、算定方式、個人別の報酬内容等の原案について、 他社情報や業界水準を踏まえ、取締役の役割や責任 に見合う水準であるかの妥当性の審議を行います。
- (b)報酬委員会の同意を得た役員報酬の方針、制度、算 定方式、個人別の報酬内容等を取締役会にて決定し ます。

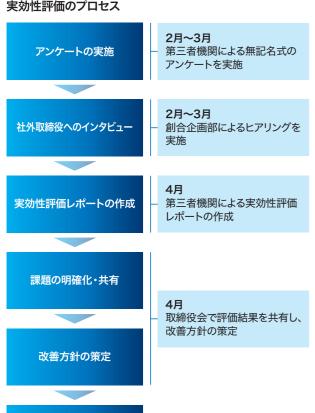
実効性評価

取締役会の実効性評価

当社は、取締役会に期待されている機能が、適切に運用 されているかを検証し、その機能の向上を図っていくために、 毎年、取締役会の実効性評価を実施しています。また、その 実効性を中立かつ客観的に検証するため、第三者機関によ る評価も併せて実施しています。

実効性評価のプロセス

実行・推進



2023年3月期の実効性評価の実施内容

2023年3月期は、2023年2月、3月に、第三者機関によ るアンケートを実施し、また同時期に、社外取締役を対象と したヒアリングを実施しました。

評価方法

記名方式によるアンケートおよび 社外取締役へのヒアリング

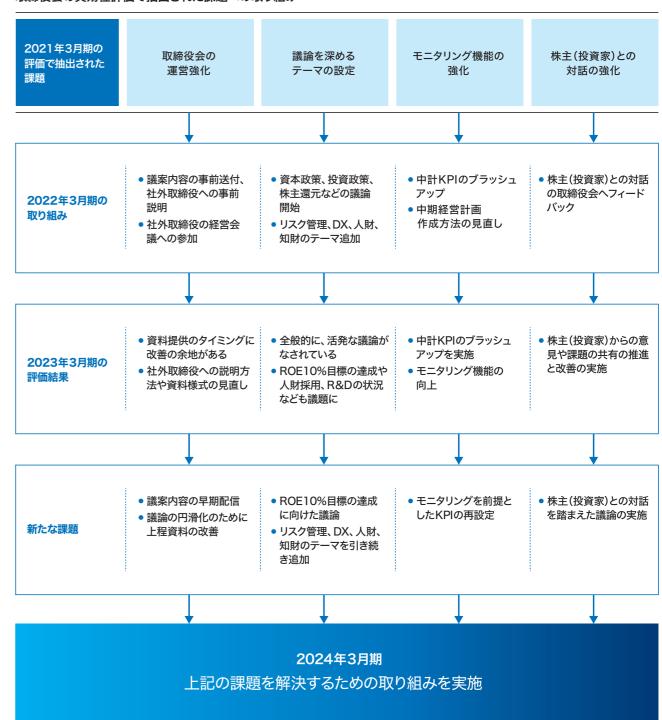
評価内容

- 全取締役への無記名式アンケート内容
- (1)取締役会の構成(4項目)
- (2)取締役会の運営(8項目)
- (3)取締役会の議論(7項目)
- (4) 取締役会の監督・モニタリング(6項目)
- (5)その他(13項目)
- 社外取締役へのヒアリング内容
- (1)昨年の実効性評価で課題とされた内容の評価
- ①議案内容の事前配信
- ②議論を深めるテーマの設定
- ③モニタリング機能の強化
- ④株主(投資家)との対話の強化
- (2)その他、アンケートの補足や追加要望など

取締役会実効性評価と抽出された課題への取り組み

当社の取締役会はおおむね適切に機能しており、全体として取締役会の実効性評価は確保されていると評価しました。 今後は、課題の改善に努め、PDCAを機能させることで、さらなる実効性の向上に取り組みます。

取締役会の実効性評価で抽出された課題への取り組み



69 70